

○奈良県少年補導に関する条例施行規則

平成18年6月30日

奈良県公安委員会規則第8号

改正 平成28年3月31日奈良県公安委員会規則第5号

令和3年1月22日奈良県公安委員会規則第1号

令和7年3月11日奈良県公安委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察職員の身分証明書)

第2条 条例第6条第3項及び第25条第2項の警察職員の身分を示す証明書は、警察官にあっては警察手帳（警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第2条に定めるものをいう。）とし、少年警察補導員にあっては警察本部長が貸与する少年警察補導員手帳とする。

2 少年警察補導員手帳の制式は、別図1のとおりとする。

(少年の所持する物件の一時保管等)

第3条 警察職員は、条例第8条第1項の規定により物件の任意の提出を受けようとするときは、当該少年から物件差出書（別記様式第1号）を徴するものとする。

2 警察職員は、条例第8条第1項の規定により物件の提出を受けたときは、物件預り書（別記様式第2号）を当該少年に交付するものとする。

3 条例第8条第3項の規定による通知は、物件保管通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

4 条例第8条第4項の公安委員会規則で定める事項は、物件の種類、数量、保管の経緯、保管開始日、保管期間及び保管場所とする。

5 条例第8条第4項の規定による公告は、同条第2項後段の規定による保管を開始した日から起算して14日間、一時保管物件公告書（別記様式第4号）を当該警察署の掲示板に掲示することにより行うものとする。ただし、一時保管物件台帳（別記様式第5号）を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも閲覧可能な状態に置くことにより、掲示板への掲示に代えることができる。

6 警察署長は、一時保管に係る物件を返還するときは、受領書（別記様式第6号）を徴するものとする。

7 警察署長は、警察署を来訪することが困難であると認められる者から保管に係る物件の返還を求められた場合において、その者が当該物件を引き取るべき者であることの証

明が得られたときは、保管物件送付依頼書（別記様式第7号）を徴した上、これに記載された方法により、当該物件を返還することができる。

- 8 前項に規定する場合において、返還に要する費用は、当該物件を引き取るべき者の負担とする。

（不良行為少年の一時保護）

第4条 警察署長は、条例第9条第3項の規定により保護しようとするときは、当該少年から一時保護同意書（別記様式第8号）を徴するものとする。ただし、当該少年が16歳に満たない者である場合であって、その同意を得られず、保護者の依頼を受けて保護しようとするときは、この限りではない。

- 2 警察署長は、条例第9条第3項の規定により保護した少年を保護者又は少年の保護に関する権限のある機関に引き渡すときは、保護少年引請書（別記様式第9号）を徴するものとする。

（少年補導員の委嘱）

第5条 条例第12条第1項の規定による少年補導員の委嘱は、委嘱状（別記様式第10号）を交付して行うものとする。

- 2 条例第12条第3項の規定による周知は、奈良県公報に登載して行うものとする。

- 3 警察署長は、その管轄区域を活動の区域とする少年補導員の氏名及び連絡先を、警察署の掲示板への掲示、交番等が発行する広報紙への掲載等適当な方法により管轄区域内の住民に周知させるよう努めるものとする。

（少年補導員の身分証明書）

第6条 条例第16条第1項の身分証明書は、少年補導員証（別記様式第11号）とする。

- 2 少年補導員が条例第25条第2項の規定により携帯すべき身分を示す証明書は、少年補導員証とする。

- 3 少年補導員は、その身分を失ったときは、少年補導員証を警察本部長に返納しなければならない。

（腕章の貸与等）

第7条 警察本部長は、少年補導員に少年補導員腕章を貸与するものとする。

- 2 少年補導員腕章の制式は、別図2のとおりとする。

- 3 少年補導員は、街頭において条例第14条第1項第1号に掲げる活動を行う場合その他その活動を行うに当たって必要があると認める場合においては、少年補導員腕章を着用するものとする。

- 4 前条第3項の規定は、少年補導員腕章について準用する。

（講習）

第8条 条例第17条第1項の規定による講習は、次の表の左欄に定める講習事項について、同表の右欄に定める講習時間を行うものとする。

講習事項	講習時間
1 犯罪の発生状況及び少年非行の状況に関すること。	5時間以上7時間以下
2 条例第14条第1項各号に掲げる活動を行うために必要な法令の知識に関すること。	(少年の非行の防止と保護を通じて少年の健全な育成を図るためのボランティア活動に従事した期間が通算して2年以上ある者を少年補導員として委嘱する場合にあっては、4時間以上5時間以下)
3 条例第14条第1項各号に掲げる活動を行うために必要な知識及び技能に関すること。	
4 条例第25条第1項後段の規定による立入りを実施するために必要な知識及び技能に関すること。	

2 警察本部長は、条例第17条第2項の規定に基づき、すべての少年補導員に対し、おおむね1年に1回、前項の表の左欄に定める講習事項（2を除く。）について、4時間以上5時間以下の講習時間、講習を行うものとする。

3 警察本部長は、前項に定めるもののほか、少年非行の状況の変化等に応じ、条例第17条第2項の規定による講習を適宜行うよう努めるものとする。

（解囑）

第9条 条例第18条第1項の規定による解囑は、解囑状（別記様式第12号）を交付して行うものとする。

（権限の委任）

第10条 条例第17条の規定による講習の実施及び指導に関する事務並びに条例第25条第1項後段の規定による立入りの承認に関する事務は、当該少年補導員の活動の区域を管轄する警察署長に委任する。

#### 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日奈良県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日奈良県公安委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年3月11日奈良県公安委員会規則第4号）

この規則は、令和7年3月28日から施行する。

### 別記様式第1号（第3条関係）

物件差出書			
警察署長 殿		年	月
住居 (電話)		—	—
職業 (学校、学年)		)	
氏名		( 歳 )	
下記の物件を任意に提出します。			
提 出 物 件			
番号	品 目	数 量	備 考
			取扱者

※ 備考欄には、物件提出少年の保護者又は当該物件について権利を有する者（その者が当該物件を所持することにより補導措置の対象となる少年である場合にあっては、その者の保護者）の住所、氏名、連絡先等を記載すること。

別記様式第2号（第3条関係）

物件預り書

年 月 日

様

警察署（課・隊）

階級

氏名

印

本職は、 年 月 日 において、奈良県少年補導に関する条例第8条第1項の規定により、下記の物件の任意の提出を受け、保管しました。

保 管 物 件

番号	品 目	数 量

別記様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

警察署長 印

物 件 保 管 通 知 書

奈良県少年補導に関する条例第8条第1項の規定により、  
から任意の提出を受けた下記の物件を保管していますので、同条第3項の規定により通知  
します。

記

保管物件（品目、数量等）

連絡先

警察署

所在地

電話番号

取扱担当者

※ 来署される場合は、この通知書並びに住所及び氏名を確認できるもの（身分証明書、  
運転免許証等）を持参して下さい。

（来署又は電話連絡の受付時間）

午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、次の日は事務を行っていませんので  
注意して下さい。

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 祝日等の休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日まで

年 月 日までに連絡がない場合は、たとえあなたが物件の権利者であっても、奈良県少年補導に関する条例第8条第5項の規定により、物件の所有権は県に帰属します。

前回通知年月日

( 年 月 日 )

別記様式第4号（第3条関係）

一時保管物件公告書

下記の物件を保管していますので、心当りの人は速やかに当署に届け出て下さい。

年　　月　　日

警察署長

記

1 物件（種類及び数量）

2 保管の経緯

3 保管開始日

年　　月　　日

4 保管期間

年　　月　　日まで

5 保管場所

別記様式第5号（第3条関係）

一時保管物件台帳							警察署
番号	保管開始日	物件（種類及び数量）	通知日又は公告日		返還日	保管期間 (県帰属日)	保管の経緯 その他参考事項
			通知日	公告日			

別記様式第6号（第3条関係）

受 領 書		年      月      日	
警察署長 殿			
住居 (電話      —      — ) 職業 氏名	(      歳)		
下記目録の物件の返還を受け、受領しました。			
目 錄			
番号	品 目	数 量	備 考
確 認 の 経 過			
1 物件提出少年との関係			
2 権利者との間柄			
3 その他参考事項			
取扱者			

別記様式第7号（第3条関係）

保管物件送付依頼書

年 月 日

警察署長殿

住所

氏名

受領書を同封しますので、次により保管物件を送付して下さい。

1 送付先

住 所 〒

電話番号

氏 名

2 送付方法

3 送付料金の支払方法

別記様式第8号（第4条関係）

一時保護同意書

一時的に警察署長の保護を受けることに同意します。

年       月       日 午前 • 午後       時       分

住 居

氏 名

生年月日                      年       月       日 生 (       歳)

警 察 署 長 殿

別記様式第9号（第4条関係）

保護少年引請書

年      月      日

警察署長 殿

引請人

住居

(電話番号 )

職業

氏名

(      歳)

少年との続柄 ( )

下記の少年を、引請けしました。

記

住居

氏名

生年月日

年      月      日生 (      歳)

別記様式第10号（第5条関係）

第 号

委 嘱 状

氏 名

活動の区域 ( 警 察 署 の 管 轄 区 域)

奈良県少年補導に関する条例第12条第1項の規定により、あなたを少年補導員に委嘱します。

委嘱期間

年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

奈良県警察本部長

別記様式第11号（第6条関係）

表面

5.5		写 真	少 年 補 導 員 証			第 号	4.5
			氏 名	年 月 日 生			
			上記の者は、奈良県少年補導に関する条例第12条第1項の規定により委嘱された少年補導員であることを証明する。				
			交 付 日 有効期限	年 年	月 月	日 日	
奈良県警察本部長 印							
7.5							

裏面

奈良県少年補導に関する条例（抜粋）

第16条（略）  
2 少年補導員は、その活動を行うに当たっては、前項の身分証明書を携帯し、  
関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第25条 警察職員は、不良行為少年の補導を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる場所に立ち入ることができる。少年補導員が第14条第1項第1号の活動を行うため必要があると認める場合において、あらかじめ警察本部長の承認を受けたときも、同様とする。

- (1) 興行を行う場所
- (2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
- (3) がん具刃物類を販売する場所
- (4) 物品を買い取り、又は金銭を貸し付ける場所
- (5) 客に遊技又は遊興をさせる場所
- (6) 飲食店、喫茶店又はコンビニエンスストア、マーケットその他の物品販売業を営む場所（第2号、第3号及び前号に該当するものを除く。）
- (7) 電車、汽車、乗合自動車その他公衆が利用することのできる乗物及び駅

2 警察職員及び少年補導員は、前項の規定により立入りを行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

- 1 表側の色彩は、縁を紫色、文字を黒色、地を白色とすること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとすること。

別記様式第12号（第9条関係）

解 嘱 状

氏 名

委嘱年月日（ 年 月 日）

奈良県少年補導に関する条例第18条第1項の規定により、あなたを解嘱します。  
(解嘱の理由)

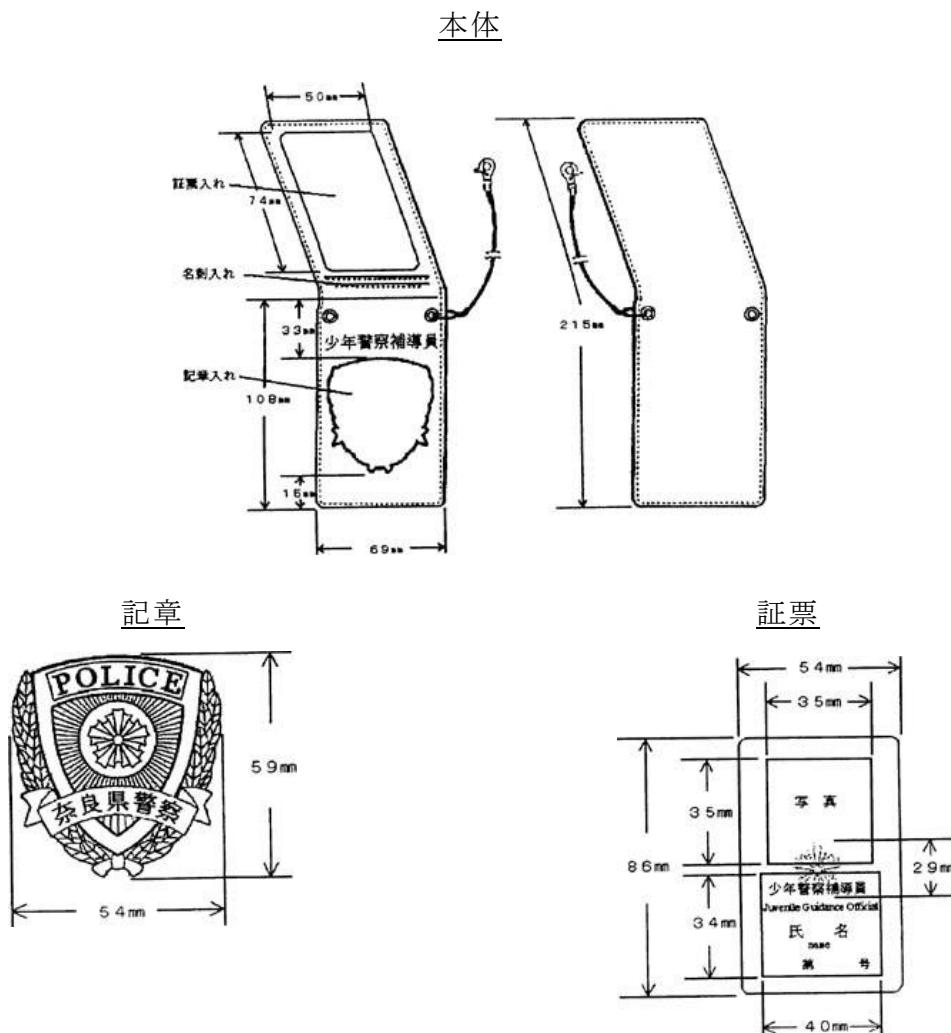
年 月 日

奈良県警察本部長

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別図1（第2条関係）

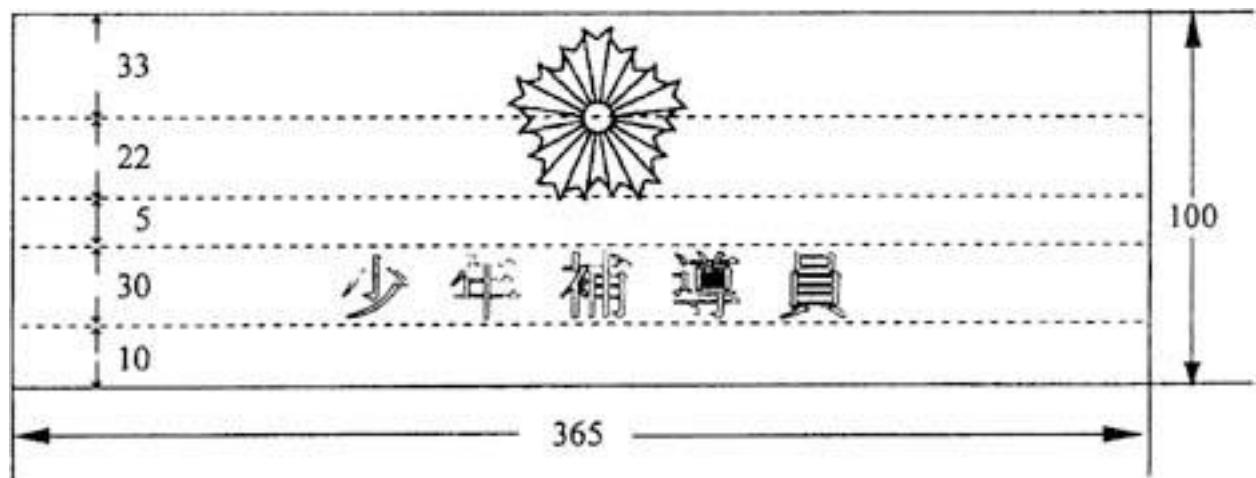


備考

- 1 本体は、チョコレート色革製二つ折りとし、黒色のひもを付ける。
- 2 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 証票は、プラスチック製とし、写真（冬服、冬合ブラウス及びネクタイ又は合服、冬合ブラウス及びネクタイを着装した脱帽上半身のもの）を印刷し又ははり付け、ホログラムにより日章を表示する。
- 4 記章は、金属製とし、光線部分を銀色、「奈良県警察」及び「POLICE」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。

別図2（第7条関係）

少年補導員腕章



備考

- 1 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
- 2 地色は紫で、文字は銀色、日章は金色の刺繡とする。